

頭髪・服装規定と学校生活に不必要なもの

1. 制服について

【男子】指定店の校章刺繍入りの標準学生服とズボンを制服とする。

- ①カッターシャツ（学年別校章マーク入り）を制服に代える。
- ②学生服の中は、規定のカッターシャツを着用すること。
（下着の色は無地白色とし、ワンポイントは前面のみ。）
- ③学生服の下にセーター・カーディガン（黒・紺の無地）を着用した場合、詰襟や裾からはみ出さないこと。
- ④カッターシャツの下には、無地白色の下着シャツを必ず着用すること。（ワンポイント可）
（ワンポイントは前面のみ。大きさはカッターシャツの胸ポケット以内）

【女子】本校指定の校章刺繍入りの学生服を制服とする。

- ①ブラウス（イニシャル入り）を制服に代える。
- ②防寒用として指定のコートの着用は認める。（コートは登下校時のみ）
- ③スカート丈は、膝頭が隠れる程度とする。（短くたたむことはしない）
- ④制服の下にセーター・カーディガン（黒・紺の無地）を着用した場合、詰襟や裾からはみ出さないこと。
- ⑤ブラウスの下には、無地白色の下着シャツを必ず着用すること。（ワンポイント可）
（ワンポイントは前面のみ。大きさはブラウスの胸ポケット以内）

2. 靴下について

【男女共】白色で、くるぶしが隠れ、ふくらはぎ中央程度の長さとする。（ワンポイントは可・両面）

3. 更衣日について

更衣日は設けない。生徒個々で、体調や気候、場面をよく考え、服装を整えること。

ただし、式典等においては全校生徒、統一した服装とする。

平常の服装（次の①～③のいずれかとする）

- ① 冬服 ② 夏服 ③ 合服

※防寒着に関しては、冬服着用時のみ、許可する。

4. 式典等における服装について

式典（始業式、終業式、入学式、対面式、離任式、表彰式、卒業式等）に関しては、冬服とする。
た

だし、1学期終業式、2学期始業式に関しては、夏服とする。

別途指示がある場合は、その指示に従うこと。

5. 頭髪等の基準

◎流行にとらわれず、あくまでも高校生らしい清潔なものとする。

- ①眉毛の加工（剃る・抜く・切る等）短く、細くしない。
- ②茶髪、脱色、染毛、ドライヤー加工等をしない。
- ③化粧・ピアス等をしない。
- ④頭髪の一部を長くしない、短くしない。

【男子】

・頭髪の基準

前・・・目にかかる 横・・・耳にかかる 後・・・襟にかかる
（上記のときは、散髪をするよう指導する。）

・もみあげの基準

耳の中央（耳介軟骨突起）までの長さとする。

※ 検査後に基準以上に伸びた場合は、散髪するよう指導をする。

姫工男子生徒の頭髪基準



もみあげは耳の中央まで



【女子】

- ・肩より長い髪は、細いゴムバンドで束ねること。（基準は肩の上端ラインとする）
- ・前髪は、目にかからないこと。
- ・ヘアピン・髪の束ねゴムは、黒、濃紺、茶色等の華美でないものとする。
（幅広いヘアピンやゴムバンドはしない）

6. 靴について

色は白を基調とした運動靴とする。

7. 学校生活に不必要なものは持ってこない

- ◎ メディア機器（iPod 等）、漫画、トランプ、アクセサリー、ゲーム機等、スマートウォッチ等

※上記のようなものを持参していると一時預かりとし、担任を通して保護者に返却する。
（ただし、使用状況（時間・場所）等によっては、特別指導となることもある）

- ◎ 携帯電話・スマートフォンについて

携帯・スマートフォンの持ち込みを希望する場合、「携帯電話・スマートフォン持ち込み許可申請書」を提出して下さい。また、校内では携帯電話・スマートフォンの使用は厳禁とし、保管場所はHR教室前に設置している個人の貴重品ロッカー内とします。そして、校外においては、マナー遵守を徹底して下さい。

許可書の提出なく、校内持ち込みが判明した場合や、校内での使用が判明した場合などは、学校一時預かりとし、保護者に返却する場合があります。

・特別指導の対象となる行為

- 授業中：携帯電話操作・所持（身に付けている）・着信
- 考査中：携帯電話操作・所持（身に付けている）・着信
- その他：誹謗中傷行為、迷惑行為、度重なる指導など